

太田市立南中学校後援会会則

第1条 本会は、太田市立南中学校後援会といい、事務局を太田市立南中学校におく。

第2条 本会は、PTAと一体となって太田市立南中学校の教育活動の全般を後援し、生徒の学力向上と健全育成に向けた支援を行うことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 教育活動の推進に協力し、環境条件の整備充実を支援する。
- 2 生徒の体育的、文化的活動の振興を図り、その活動を支援する。
- 3 その他必要と認める事業を行う。

第4条 本会は、太田市立南中学校に在籍する生徒の父母またはそれに代わる者を普通会员とする。

第5条 本会の役員は、次のとおりとし、太田市立南中学校PTA本部役員が着任することを慣例とする。また、役員は総会において選出し、その任期を1年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 12名以内(うち2名は副校長、教頭)
- 3 書記 3名(うち1名は教員)
- 4 会計 3名(うち1名は教員)
- 5 顧問 2名(校長、前会長)

第6条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は会を代表して会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は本会の活動の重要事項を記録するとともに、会長の指示に従ってこの会の庶務を遂行する。
- 4 会計は予算に基づいて会計事務を処理し、定期総会で会計報告をするとともに、予算の立案に協力する。
- 5 顧問は本会の運営について、会長の諮問に答え意見を述べることができる。

第7条 本会は次の会議を置く。

- 1 定期総会を年1回開催し、決算、予算、事業計画等の重要事項を決定する。
- 2 本部役員会は役員で構成し、会の運営に関する事項を協議する。
なお、必要あるときは部活動保護者会の役員等の会員の出席を求めることができる。
- 3 実行委員会は、太田市立南中学校PTAの実行委員会が兼務し、会長の諮問に応じて会の重要事項を審議する。
- 4 会議は、出席者の過半数を持って議決する。

第8条 本会の会計は、会費・寄付金及びその他の収入を持ってあてる。

第9条 本会の会費は会員1人につき月額400円とする。

1 会費は、前期、後期の2回に分けて徴収し、転出入にともなう徴収ならびに払い戻しは、月割りで行う。

第10条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日とし、定期総会にて決算報告をする。

第11条 本会には会計監査を2名をおき、経理を監査する。

なお、監査役員は、太田市立南中学校PTA会計が就任することを慣例とする。

第12条 監査役員は監査の結果を定期総会にて報告する。

第13条 全国大会等の出場等にともない、予算によらない緊急の支出が求められる場合には、本部役員協議を経て決定する。

第14条 本会に部活動保護者会をおき、PTAと共同して生徒の学校内外での活動を支援する。

1 部活動ごとに保護者会を組織し、保護者の互選により保護者会長を選出する。なお会にはその他必要な役職をおくことができる。また、会長名は毎年事務局に報告するものとする。

2 保護者会は部活動に関わる事項を審議するとともに、大会やコンクール等の応援や生徒の輸送、会員の研修や親睦会等の事業を行う。

3 保護者会の会長は、年に1回は保護者会を招集して、会の運営について協議しなければならない。

4 保護者会は活動費を徴収することができる。ただし、その場合には会に会計担当者を置くとともに、年に1回は適切な会計監査がなされなければならない。

第15条

1 本会にはPTA及び後援会の事業により収益金を基金とする特別会計(後援会B会計と称する)を置く。

2 特別会計の使途は生徒会活動の援助費、学校教育環境の整備事業費、部活動の関東、全国大会等への派遣補助費とする。

なお、これ以外の支出については総会に報告しなければならない。

3 特別会計は、PTA監査役員による監査を受けるとともに、その収支については総会に報告しなければならない。

第16条 本会の会則の改定は総会の議決によるものとする。

附則 本会の会則は平成9年5月2日に制定し、同日実施する。

附則 本会則は平成10年5月2日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成12年4月27日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成16年4月26日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成29年5月2日一部改正し同日適用する。